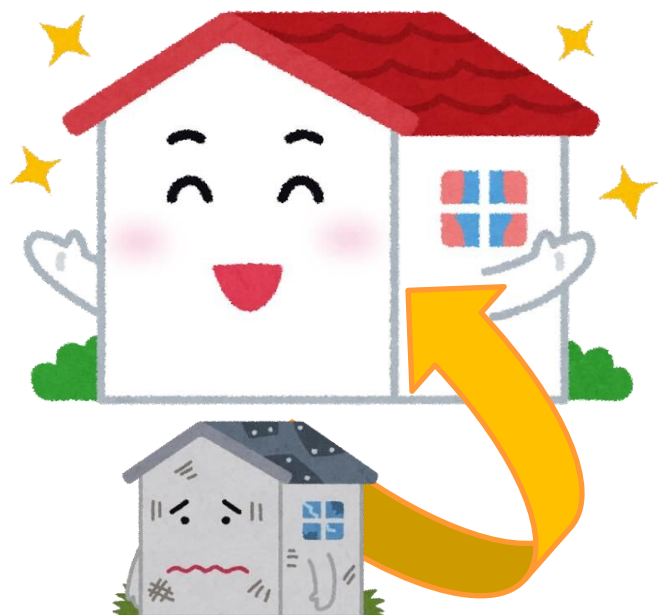


空き家をリフォームして移住される方  
鳥羽市移住促進空き家改修等  
支援事業費補助金

が支給されます！



リフォーム工事費用の2/3を補助

助成上限 **50** 万円

家財等処分費用の2/3を補助

助成上限 **10** 万円

注意事項

- ◆リフォーム工事の契約日より前に事業認定申請を行うこと
- ◆転入した日から6か月以内に補助金の申請をおこなうこと

Q.賃貸や販売を目的とした改修も助成される？

A.助成されません。あくまで自己の住居を目的とするリフォームが対象であり、販売目的、別荘等の一時的利用は対象外です。

Q.鳥羽市民しか助成されないの？

A.空家をリフォームし、鳥羽市へ移住される方なら、どなたでも申請いただけます。

Q.耐震基準を満たしているか不明なのですが？

A.耐震診断が必要になります。(鳥羽市で無料実施中)

Q.施工は市内業者に制限されますか？

A.施工業者に制限はありません。ただし、自分で行うリフォームについては、本事業の対象とはなりませんのでご注意ください。

Q.畳の新調やクロスの張替えは対象になるの？

A.対象です。内装工事に加え、建具や外装、電気、給排水工事も対象です。詳しくはお問合せください。

Q.生活に必要な備品購入は対象？

A.住居に関するリフォーム工事にかかる費用の助成です。備品等の購入や、外構などは本事業の対象とはなりません。

お問合せ先

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1番1号

鳥羽市役所 建設課 管理係

TEL:0599-25-1171